

## 【用語解説】

### +<sup>1</sup> 北本市自治基本条例【きたもとしじちきほんじょうれい】

#### 「北本市におけるまちづくりの基本ルール」

まちづくりの主体を市民、議会、行政の三者と定め、市民の権利と責務、議会の責務、行政の責務を明らかにするとともに、行政が市政運営を行ううえでの必須事項等を規定しています。

自治基本条例は、地方公共団体によっては、まちづくり基本条例等の名称で定めているまちも見受けられます。ともに「まちの憲法」と呼ばれています。

### +<sup>2</sup> 協働【きょうどう】

#### 「対等の立場で、共通の目標に向けて協力しあうこと」

北本市自治基本条例第3条第1項第6号に規定しています。

### +<sup>3</sup> 第四次北本市総合振興計画【だいよじきたもとしそうごうしんこうけいかく】

#### 「北本市の長期的なまちづくりの考え方を示したもの」

地方自治法第2条第4項に規定する「基本構想」と、「基本計画」及び「実施計画」で構成されるものです。北本市の長期的なまちづくりの考え方を示すとともに、その実現に向けた施策を体系的にあらわしています。

計画期間は、平成18年(2006)度から平成27年(2015)度までの10年間となっています。

### +<sup>4</sup> 市民公益活動【しみんこうえきかつどう】

#### 「市民団体が主体的に取り組む公益的活動」

自治会、地域コミュニティ委員会等の地域コミュニティ活動や、NPOやボランティア活動等のテーマ別コミュニティ活動を指します。

## 協働事業【きょうどうじぎょう】

### 「市民団体と市とが対等の立場で協力しあって行う事業」

市民団体と市とが同意の上で適正に役割を分担して実施する市の事業を言います。

具体的には、次のような協働の形態があります。

- 1 **共催** 市民公益活動団体と市が共に主催者となって、講演会や講習会等の事業を行う形態

**2 後援** 市民公益活動団体が主催する事業を市が応援するため、後援名義の使用を許可すること

**3 実行委員会**

市民公益活動団体と市で構成された実行委員会や協議会が主催者となって、事業を行う形態

**4 委託** 市が市民公益活動団体に対して業務を委託する形態

**5 補助金交付**

市と市民公益活動団体とが、課題や目的を共有した上で、市民公益活動団体が実施する事業に対して、申請に基づき、市が必要経費の一部を補助する形態

**6 公有財産の提供**

市と市民公益活動団体とが、課題や目的を共有した上で、市民公益活動団体が実施する事業に対し、市が所有する施設、土地、物品等を貸し出す形態